

令和元年11月20日（水）

於・ 中央合同庁舎4号館1219-1221号室

第31回

太平洋広域漁業調整委員会

議事録

1. 日時：令和元年11月20日（水）14：30～15：52

2. 場所：中央合同庁舎4号館12階1219－1221会議室

3. 出席委員

【会長】

学識経験 関 いずみ

【都道府県互選委員】

北海道 川崎 一好

青森県 竹林 雅史

岩手県 大井 誠治

宮城県 畠山 喜勝

福島県 松野 豊喜

茨城県 大川 雅登

千葉県 塩野 健

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 鈴木 精

愛知県 船越 茂雄

三重県 掛橋 武

和歌山県 木下 吉雄

高知県 木下 清

大分県 小野 眞一

宮崎県 中島 耕成

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 鈴木 宏彰

漁業者代表 小坂田 浩嗣

漁業者代表 金澤 俊明

漁業者代表 中田 勝淑

漁業者代表 井上 幸宣

4. 議 題

(1) 広域魚種の資源管理について

1 部会における取組

2 マサバ太平洋系群

(2) 伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について

(3) 太平洋クロマグロの資源管理について

(4) 令和2年度資源管理関係予算について

(5) 水産政策の改革と今後の広域漁業調整委員会のあり方

(6) その他

午後2時30分 開会

○岩本室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第31回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、都道府県互選委員である徳島海区の中野委員、愛媛海区の佐々木委員、大臣選任委員である福島委員、清水委員、花岡委員が事情やむを得ずご欠席されておりますが、委員定数28名のうち定足数である過半数の23名の委員のご出席を賜っております。漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、関会長、議事進行をよろしく願いいたします。

なお、本日、神谷部長が他用で欠席していることをご報告いたします。

それでは、よろしく願います。

○関会長 本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましてはご出席をいただきまして、ありがとうございます。午前中の北部会、それから先ほど開催された南部会に続き広域漁業調整委員会ということで、次第にありますとおり本日議題が広範にわたっております。北部会から、南部会から長丁場の委員会ということで、委員の皆様においてはご負担も大きいとは思いますが、どうぞ忌憚のない意見をいただきまして、活発な情報交換の場になればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は水産庁から山口長官、そして、廣野管理調整課長、江口漁場資源課長、それから、岩本資源管理推進室長、また、水産研究・教育機構から中央水産研究所資源研究センターの渡邊主幹研究員をはじめ多数の方にご出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、本日ご臨席いただいております水産庁の山口長官から委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

○山口長官 水産庁長官の山口でございます。

本日はお忙しい中、この太平洋広域漁業調整委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃からこの資源管理、広域魚種の資源管理に係る漁業調整等ご尽力いただいているということで御礼を申し上げたいと思っております。

この委員会自体は、平成13年の漁業法の改正により設置されたものでございます。本日の会議では、後ほど説明させていただきますが、マサバの広域資源の管理の取り組みや伊

勢・三河湾のイカナゴの委員会指示、太平洋クロマグロの資源管理についてご意見をいただくこととしております。それぞれ関係する皆様のご理解を得ながら、資源管理を進める必要があるものばかりでございますので、委員の皆様にはこれまでの様々なご経験やご知見をもらいまして、ぜひ闊達なご意見を賜りたいと考えております。

現在、我が国水産業を取り巻く環境は世界的に見ると水産物の需要が増大しておりますが、一方で我が国においては人口減少社会が到来するなど大きく状況が変わってきております。漁業は国民に対して水産物を供給する使命を有しておりますけれども、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向にあるという状況でございます。こうした中で適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立するため、資源管理措置等の基本的な制度を一体的に見直すということで、昨年12月に漁業法が70年ぶりの大改正をさせていただいたところです。現在、必要な政省令の制定の手続、また、海面利用のガイドライン、こういったものを準備しているところでございます。

日本周辺は本来、好漁場です。この豊かな漁場をどのように最大活用していくかということが重要でございます。かつては遠洋漁業など世界の海で生産を伸ばしてきたというところでございますけれども、現在はやはり200海里体制のもと、この日本周辺で資源を増やしていく、これが水産日本復活の実現のため不可欠なことだと思っております。

今回の改正漁業法の中でも資源管理に関しましては、新たな資源管理システムを導入するというところで、MSYを基準にした評価とか漁業資源の調査をもっと充実させていこうとか、色々と規定を入れさせていただいております。色々とまだ漁業者の皆様方にとってみればわからないところがあるとか不安に思っておられるところがありますけれども、本来、我々が資源管理をするのは何のためかといえ、それは魚を増やして、資源を増やして、それで、それを獲っていただく漁業者の所得を増やしていくということでございます。浜の活力を増していく、そのための資源管理だと考えておりまして、そのあたりにつきましても皆様方にもご理解いただきたいと思っておりますし、また、我々水産庁の人間としましても、あちこちで浜でのご説明をさせていただきたいと思っております。水産庁と漁業者の皆様が同じ方向を向いて、資源管理をし、魚を増やしていくということに共に努力していくことで豊かな海が取り戻せばいいなというふうに考えているところでございます。

本日は、この広域漁業調整委員会の議論でございますが、今後ともそういったことで水産政策へのご理解を賜ることをお願いいたしまして、冒頭の私のご挨拶といたします。どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

○関会長 山口長官、どうもありがとうございました。

なお、山口長官は公務のため議事の途中で中座されるとのことだそうです。

続きまして、配付資料の確認を事務局からお願いします。

○若山係長 それでは、配付資料のご確認をさせていただきます。

お配りしている資料でございますけれども、まず本日の委員会の議事次第、そして、委員名簿、配席図、そして、出席者名簿、それから、その次に本日の委員会でご説明させていただく資料が、まず資料1-1ということで1枚ものの紙、続きまして、資料1-2-1ということでマサバの写真が載っているマサバ太平洋系群新たな資源評価結果、そして、資料1-2-2としましてマサバ太平洋系群の広域資源管理という資料でございます。

続きまして、資料2-1ですが、伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示についてという資料で、資料2-2が委員会指示の内容になっております。資料3-1ですが、太平洋広域委員会指示の29の9に基づくクロマグロの承認制の事務取扱要領の一部改正についての概要が資料3-1で、3-2に新旧対照表、そして、3-3に溶け込み版となっております。そして、資料3-4でクロマグロの資源管理についてというちょっと多めの資料ですね。色々なグラフが載っている資料でございますけれども、そちらが3-4で、資料4が予算の説明資料、そして、最後資料5というところで改正漁業法成立後の流れという資料を配付させていただいております。

配付資料は以上となっておりますけれども、不足等ございましたら事務局のほうまでお申し付けいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

説明の途中でも落丁等あれば、その都度お手数ですが、事務局までお申し付けいただきますようよろしくお願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により会長の私からご指名させていただきたいと思っております。

都道府県互選委員からは松野委員、それから、大臣選任委員からは井上委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

ここで、報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えいただくようお願いいたします。

それでは、早速議題のほうに入っていきたいと思っております。

まず、議題1、広域魚種の資源管理についてに入りたいと思います。本日の午前中から当委員会の太平洋北部会、それから、太平洋南部会がそれぞれ開催されたところでございますが、当委員会事務規程第14条におきまして、それぞれの部会での調査審議の結果を当委員会に報告しなければならないこととなっております。まずは1-1、部会における取り組みについてということで事務局より説明をお願いします。

○若山係長 事務局より説明させていただきます。

お手持ちの資料1-1をご覧くださいと思います。1枚ものの魚種が記載してある資料でございます。

太平洋広域漁業調整委員会では、北部会、それから、南部会がございまして、本委員会に先立ちまして本日開催されております。午前中に開催されました北部会におきましては、この資料1-1の2番と3番の2つの魚種、マダラと、それから、太平洋北部沖合性カレイ類について議題として扱われております。内容としましては、水産研究・教育機構から資源状況についてのご説明があり、事務局から資源管理の取り組みについて説明をさせていただきました。

また、北部会におきましては、太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区3の取り扱いということについても議論されております。これは何かと申し上げますと、東日本大震災によりまして福島沖の漁場がなかなか使えなくなってしまったということもございまして、宮城県の沖合底びき網漁業から宮城県沖の保護区を開放してほしいという要請がございまして、それに伴う審議ということでございます。

本措置につきましては、平成25年から開放という形でやっております、今年も引き続きこの開放の措置について継続していくということで、北部会で了解が得られているということをご報告させていただきます。

続きまして、午後に行われました南部会です。

南部会は、この資料1-1の中の5と6と7番です。太平洋南部キンメダイ、それから、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業の対象種、そして、伊勢湾・三河湾イカナゴ、この3種について議論が行われました。先ほど同様に、こちらにつきましても水産研究・教育機構さんから資源状況についての報告、それから、事務局から広域資源管理の状況についての説明をさせていただきました。

また、その他の議題といたしましては、伊勢湾・三河湾イカナゴに関する広域漁業調整委員会指示についての議論がされております。これは親魚を20億尾残り残すという形の自

主的な管理措置を担保する形の委員会指示に関する審議でございまして、この委員会指示につきましては、本太平洋広域漁業調整委員会で発出についての議論がされることとなっております。それに先立ちまして、部会での了承ということで審議が行われ、部会としても本委員会で諮ることについて了解が得られているところでございます。

また、伊勢湾・三河湾の情報について色々なご意見をいただきまして、複数の魚種、色々な魚種を総体的に考えながら漁業生産を上げていくというような議論もいただきました。引き続き資源管理を行うに当たりまして、そのような意見を反映して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。

本で行われました2つの部会の調査審議の結果について報告していただいたわけですが、特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。特にご意見ないということなので、次の議題に移りたいと思います。

次の議題、1-2ということで、マサバ太平洋系群ということで、こちらまずは水産研究所のほうから資源評価のご説明を行っていただきまして、続いて事務局から資源管理の方向性についてご説明いただくという流れで進めたいと思います。

それでは、中央水産研究所資源研究センターの渡邊主幹研究員よりマサバ太平洋系群の資源評価についてご説明をお願いいたします。

○渡邊主幹研究員 ご紹介ありがとうございます。

皆様、資料1-2-1をご覧ください。マサバ太平洋系群の新たな資源評価結果についてご説明させていただきます。

ここで「新たな」としましたのは、実は令和元年度の資源評価は来週に予定されておりまして、それで、本日ご報告させていただくのは昨年度の資源評価結果に基づいた報告になるということをご承知おきください。

それでは、資料1-2-1、1ページの2のスライド、生物学的な特性からご説明させていただきます。

左に示しましたのはマサバの分布回遊図でして、ゼロ歳魚、当歳魚期にはご覧のように北西太平洋に広い範囲で回遊するという性格を持っています。寿命は7歳から8歳、成熟

開始年齢は資源の成長により異なりますが、2歳から3歳で成熟が開始すると考えております。重要なのは産卵場として、北西太平洋に広く分布するのは夏から秋なのですが、冬には日本沿岸に帰ってきて、日本沿岸の我が国200海里の中で産卵、再生産を行うという魚になっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、2ページ目の上の漁獲の動向について説明させていただきます。

マサバ太平洋系群はご承知のとおり1970年代に高い漁獲がありました。80年代にかけて減少し、1990年から2000年代にかけては低い水準で推移いたしました。2000年代後半から漁獲量は回復しまして、現在は全体で50万トンを超えるような水準にまで回復しております。ただ、この図に示しましたのは、青い部分が日本の漁獲量として、近年は赤で示しました中国による漁獲、それから、黄色で示しましたロシアによる漁獲というのが増加してきております。これが先ほど説明しました北西太平洋に広く分布して公海域に出ていった部分、それから、ロシアの200海里内に入った部分での漁獲ということになります。

2017年の漁獲量の内訳を見ますと、我が国、日本の漁獲量が33万1,000トン、これに対し中国が14万4,000トン、ロシアが5.3万トンという数字になっております。

続いて、資源量と漁獲割合の推移です。同じページの下の図ですが、青い線が資源量の推移、それから、赤丸の線が漁獲割合の推移を示しております。資源量は2013年以降、非常に急激に増加しております。これは2013年に加入した極めて高い加入群の影響で、まず資源が大きく増えました。その後、2016年にも比較的高い加入がありまして、順調に資源量は伸びております。2017年の資源量は509万トンというふうに推定されております。

加えて、漁獲割合を見ていきますと、これは漁獲量を資源量で割った値ということになりますから、資源量のうちどれぐらいを漁獲したかという数字になりますが、これは近年、特に2010年以降低い水準で推移しておりまして、この低い漁獲割合も資源量の高い回復を支えた要因であるというふうに考えております。

続きまして、3ページ目からですが、このあたりが「新たな」というところになるんですけども、現在、水産研究機構では新しい改正漁業法の指示にもありますように、最大持続生産量を達成する資源水準を目標とするという新しい管理システムに移行するための検討を重ねております。

ここでMSYという言葉が出てきますが、これは水産の世界では非常に重要なタームなんです。最大持続生産量と。資源量の中で最も高い水準で持続的に漁獲できるような漁

獲量ということになります。目標とするのは、そのような漁獲量を達成できる資源量水準ということになります。これを現在得られているデータから現状考えられる最適な手法で推定し、管理目標として提案し、検討していくということを今行っております。

このページの下の図はマサバ太平洋系群のMSYについて説明した図です。

グラフがありますが、横軸に平均的な親魚量の水準をとっています。縦軸に漁獲量と示してありますが、これはつまり平均的に持続可能な漁獲量ということですから、つまりこれくらい親魚量があれば持続的に漁獲できる漁獲量というのはこれくらいであるというような関係の図を示しています。これで見ますと、縦にMSY水準という矢印を示してありますところが持続可能な漁獲量の最大の水準を示しているところです。これで見ますと、現状では最大持続生産量は、マサバの場合は37万トンが持続できる漁獲量、これを達成する資源量、ここでは親魚量ですが、これは154万トンというふうに現在推定しております。

めくっていただいて、最後のページは神戸プロットという名前の図なんですが、これで現在のマサバ太平洋系群の資源状況と目指す方向を示すような図になります。これは横軸がMSYを達成するような親魚量の水準に対する現状の親魚量の比率、それから、縦軸がMSYを達成できるような漁獲圧の強さですね。それに対して現状どれくらいの強さで漁獲しているかという比率を示したものになります。

図が4つに区切ってありまして、一番広い面積が赤、それから、その右側と下側に黄色の部分と、それから、右下の部分に緑の領域があります。神戸プロットにおきましては、緑の部分に入ると資源量も漁獲圧も適切であるというふうな判断ができます。現在のところ、マサバ太平洋系群については、いずれも資源量はまだMSY水準に達しておらず、漁獲圧はまだMSYを達成するような漁獲圧よりも高いという判断がされておりますので、左側の領域に入っていきというような状態になっております。ですので、マサバ太平洋系群の場合は、MSYを達成するにはまだいまま少しの努力が必要であるというような判断を現状ではしております。

ただ、まだこれも科学者会議が一度行われて、それから漁業者間あるいは利害関係者との会議ということが続いておりまして、まだ検討段階です。幾つかの宿題もいただいておりますので、それらも含めて来週の資源評価会議で報告、検討がなされるということになっております。

私からは以上でございます。

○関会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご質問やご意見があればいただきたいと思います。お願いします。

どうですかね。委員さんの中に特にマサバに関係する委員の方もいらっしゃるかと思いますが、実際の状況等なんかについてもちょっとご報告いただければありがたいのですが。こちらから当てていいですか。

では、鈴木宏彰委員さん、お願いします。

○鈴木（宏）委員 今、現状ということなので、実際サバの来遊はほぼいような状況なんです。去年の資料をちょっと見たら、本格的な漁が始まったのは11月26日となっているんですけども、何か予想によると、今年はさらに若干遅れるような予想もちょっと耳にしているので、現場としては今非常にきついです。実際に太平洋にサバが今ほぼいない、沖にはいるんでしょ、私たちの主漁場である沿岸にはほぼいない状況なので、実際にこの資料によると大分資源量は増えているというんですけども、現場は全然そんな実感はないです。

しかも、今年の春というか前半、去年の年末から前半にかけてやっぱり来遊はしたんですが、遅く来て南下が早いために北部海面で獲れる漁期が非常に短い。12月、1月のほぼ2カ月だけだったので、それがこの資料にもあるとおりの漁獲割合が伸びない理由なのかなと。資源量の割に漁期が短いので、獲り切れないというのが現状で、資源量が増えている割に現場としてはその恩恵に預かれていないというのが現状です。

○関会長 ありがとうございます。

今非常にリアルな現状についてお話しいただいたんですけども、他にいかがでしょうか。

千葉県塩野委員、何かありますか。

○塩野委員 私も今のお話と同じことを感じておまして、また、今回の群は最初から小さいものが多かったものですから、資源量が多いという割には、尾数は増えていますけれども、漁になかなかならないということと、それから、島周りでタモすくいの方々が操業しているんですが、そちらもいい時期にいいサイズが来ないということで、なかなか水揚げにならない状況で、早くこの資源が上向いているというのが漁業に反映されるといいなと。それは我々じゃ何もできないので、見守っているというところなんです。

○関会長 ありがとうございます。時期の問題、型の問題等々あって、なかなか資源の推測する部分と現実とのうまく合致しない部分もあるのかなということを感じております。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

そうしましたら、続きまして、資料1-2-2のマサバ太平洋系群の広域資源管理についてということで事務局より説明をお願いします。

○若山係長 資料1-2-2をご覧ください。

先ほど水研機構からは新しいルールに基づくMSY、そして、神戸プロットのご紹介がございましたが、令和元年度の資源評価結果がこれから公表とのことなので、本資料は平成30年度の資源評価の内容に沿った記載としてございます。

マサバ太平洋系群の広域資源管理につきましては、昭和50年代前半には300万トン以上の資源量があったわけですが、平成13年には15万トンまで落ち込みました。その後は比較的高い加入と漁獲圧の低下によりまして資源量は増加し、平成25年度、先ほど水研さんからもご説明ありましたが、平成25年度の極めて高い加入量によりまして、最終的に現在は509万トンという資源量が推定されてございます。

そして、2番、関係する漁業種類としましては、まず大臣管理漁業としては大中型まき網漁業、それから、知事管理漁業といたしましては、千葉県、神奈川県、静岡県の沿岸漁業ということになっておりまして、具体的にはタモすくいであったり棒受けであったり、あと中型まき網であったり、あとは定置、こういったものが対象の漁業種類になっております。

そして、資源管理の方向性、3番でございますが、資源管理計画に基づく取り組みの推進、こちらを図っていくことが資源管理の方向になっております。

なお、先ほど水研から紹介のあった新たな資源評価につきまして、本年8月にマサバ太平洋系群を対象といたしました資源管理方針に関する検討会が行われたところでございまして、今後の自主的な資源管理の取り組みにつきましても、こうした議論の経過を注視してまいりたいと考えてございます。

それでは、具体的な資源管理の取り組みについて簡単にご説明いたします。次のページをご覧ください。

まず、大中型まき網の取り組み状況でございます。大中型まき網につきましては、(1)にありますように資源管理計画において毎月5日以上休漁の実施ということになっております。また、その他に取り組む資源管理措置といたしまして、臨時休漁なども実施しております。この臨時休漁につきましては2006年から実績がございまして、下に示す表のとおり毎年臨時休漁を大中型まき網で実施しているというところでございます。

続きまして、次のページ、3ページです。そちらが各県の関係漁業による取り組みの状況でございます。

対象漁業種類といたしましては、先ほどお示ししましたとおりタモすくいや棒受け、それから、サバ釣りや中まきといったものが対象漁業種類として自主的管理に取り組んでおります。主な取り組みといたしましては、休漁日の設定でありますとか操業時間の規制でありますとか、また、操業日数を制限するといった取り組みを各地域で行っていただきまして、自主的な管理を進めていただいているところです。

このように大臣管理、知事管理を合わせましてマサバ太平洋系群の自主的な資源管理の取り組みを行いながら、資源回復に取り組んでいるというところでございます。

私からは以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうかね。

また後に意見等出ましたら、そのときに承りたいと思います。

議題2に移りたいと思います。議題2は伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示についてです。

当委員会指示につきましては、地元漁業者が行うイカナゴ当歳魚の獲り残しの自主的管理措置を担保するため、平成19年から毎年発出しているものです。

それでは、内容につきまして事務局よりご説明をお願いします。

○若山係長 説明させていただきます。イカナゴの委員会指示ですが、資料2-1をご覧くださいと思います。

伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理化に関する広域漁業調整委員会指示の内容の概要になってございます。

本委員会実施の発出につきましては、13時から行われました太平洋南部会におきまして、本委員会にこの委員会指示を諮るかどうかについてご審議をいただいたところございまして、結果、引き続き諮っていくことが適当であるとされましたので、本委員会におきまして委員会指示の発出をするかどうかといったことについてご審議いただきたいと思っております。

こちらのイカナゴの資源管理の委員会指示ですが、伊勢湾・三河湾、愛知県、三重県の船びき網漁業で主に漁獲されているものでございますけれども、こちらの両県が主に関係

する委員会指示でございます。

本系群の資源管理といたしましては、当歳魚の残存尾数、ゼロ歳魚の残存尾数が20億尾を下回らないように漁獲時期に残存尾数をしっかりと調べながら漁業を行ってございまして、このように地元で自主的な管理を行ってきたところでございます。この獲り残し措置に向けましては、両県の漁業者による協議によりまして、毎年終了日が設定されてきたところでございますが、皆様ご承知のとおり2016年から4年連続で漁期前の調査の結果が思わしくなく、4年連続で全面的な休漁がなされております。また、大変残念な状況でございますけれども、今年の夏の夏眠魚、砂に潜っている親魚の調査を行った結果を水試から報告いただいた内容ですが、そちらの結果も思わしくないということで、来年も全面禁漁が危ぶまれているような状況でございます。

しかしながら、過去に少ない資源量、親魚の資源量から爆発的に資源が回復した事例ということもございまして、本委員会指示の発出の趣旨といたしましては、操業が再開された場合に備えまして、地元で行っております獲り残しの措置、これを担保いたしまして、この自主的管理措置が確実なものとなるようにこの担保措置を継続していきたいということで、これまでの資源管理の取り組みをしっかりとしていきたいということを目的としているものでございます。

委員会指示の内容につきましては、次の資料2-2、横のものでございますが、お示ししてございます。内容については昨年のもと同じですが、年月日の時点修正のみ行わせていただいております。年次更新の委員会指示でございますので、有効期間は令和2年1月1日から12月31日までの1年間としております。来年の操業再開を期待しつつ、この委員会指示を発出するかどうか皆様に対してご審議いただきたいと思っております。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

まず、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等あれば承りたいと思っておりますので、お願いいたします。

先ほどちょっと南部会のほうで愛知県の船越委員からご発言いただいたわけですが、同じ関係県として三重県の掛橋委員さん、何かこのイカナゴ関係で状況等あれば。

○掛橋委員 その点については、隣の愛知県の船越先生が。

○関会長 聞いていない人もいますので、もしよろしければ。

○掛橋委員 昼からの船越委員の説明にあったように、まるっきり4年間連続獲れなかつ

た。伊勢湾においては、サワラとマダコとカサゴとアカエイもそうなんですけれども、増えているということで、先ほど説明ありましたように20億尾残すことで、今年も調査の結果少ないということなんですけれども、過去に親魚が少なかったけれども爆発的に獲れたということもありまして、神頼みというか、そういうことがどうかちょっとわからないんですけども、ただ、言えることは、漁業者はこのままでは生計が成り立たない。また、加工業もこのままではもう成り立たないということです。本当に深刻な現状ですので、これが何とか明るい材料となってほしいなと願うところです。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

色々厳しい現状の中ではありますけれども、この自主的措置の実効性を担保するためにこれまで同様、委員会指示を発出すべきというようなところで審議したいと思っております。

他にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、本委員会としまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第33号を原案どおり発動することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今回決定した委員会指示でございますが、今後の事務手続上におきまして文言等の軽微な修正があった場合は、会長に一任とさせていただきたいと思っております。あわせてご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

続きまして、議題3に移りたいと思っております。太平洋クロマグロの資源管理についてです。まずは事務局より「太平洋広調委指示第29号に基づく沿岸クロマグロ漁業の承認制の事務取扱要領の一部改正について」についてご説明をお願いします。

○若山係長 資料3-1をご覧くださいと思います。

当委員会では、太平洋クロマグロの管理を進めるため、太平洋広域漁業調整委員会指示第29号を発出いたしまして、沿岸クロマグロ漁業の承認制を実施しております。その承認

に係る事務処理につきましては、事務処理要領に基づき行ってきました。しかし、今まで委員会指示に基づく沿岸クロマグロ漁業の承認につきましては、他の委員会指示、例えばトラフグですとかキンメダイですとか、そういったものと同じように会長の専決事項として事務処理を行ってきたものでございますが、その承認行為について事務取扱要領の中に必要な規定が整備されていなかったもので、今回その改正をさせていただくものです。

改正の内容につきましては、下の文言を新たに追加するものです。事務処理の専決及び結果報告ということで、委員会指示の3及び4、委員会指示の3及び4というのは委員会指示の承認及び変更の承認についてでございますけれども、そこに定める承認の事務処理は委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するというもの、この一文を追加させていただきたいと思っております。あわせて、その他一部必要であった文言の修正を行っております。

改正箇所につきましては、次の資料3-2をご覧くださいと思います。

まず、一番最初です。策定したのは平成30年3月27日ですが、今回、本日のご審議をいただきまして一部改正というような形をさせていただきたいと。そして、1に示すとおり事務処理の専決及び結果報告というような文言、この項目を新たに追加させていただきたいと思っております。

続きまして、2ページ目ですが、(2)承継承認につきましてというところで、真ん中にごございますように、「は」という文言が抜けてございましたので、そういった細かい文言を追加してございます。

もう一点、4番、変更の承認についてというところでございますが、3ページです。委員会指示の4の(2)、(3)「に定める変更の承認については」というような文言を追加させていただいて整理させていただきました。改正点につきましては、以上です。

資料3-3に今の変更内容の溶け込み版とあわせて、参考資料として委員会指示の29号、本委員会承認の根拠となる委員会指示をつけてございますので、参考までにご確認いただきたいと思います。

説明は以上です。

○関会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

では、特にご意見ないようですので、それでは、本委員会としまして原案どおり太平洋

広調委指示第29号に基づく沿岸クロマグロ漁業の承認制の事務取扱要領について、一部改正することで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関会長 ありがとうございます。

今回の要領改正についてですけれども、今後の事務手続上におきまして文言等の軽微な修正があった場合、会長の一任とさせていただきたいと思っておりますので、あわせてご承認をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○関会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで事務取扱要領改正の事務手続を進めていただきたいと思います。

続きまして、事務局より太平洋クロマグロの資源管理についてご説明をお願いしたいと思います。

○岩本室長 資源管理推進室長の岩本でございます。

資料3-4をお願いいたします。前回以降のクロマグロ資源管理に関する説明をしたいと思いますので、8ページをお開き願います。

今年9月でございますけれども、WCPFC、中西部太平洋まぐろ類委員会がアメリカにおいて開催されております。その場におきまして日本としては増枠の提案をしたということでございます。

次のページのスライドの16をお願いいたします。増枠について提案をしたわけですが、一部慎重な国があったということございまして、全体数量の増枠には至らなかったわけです。ただし、来年度の2020年の措置としまして、次にあります2点が合意されております。1点目は2019年の漁獲上限の未利用分に係る繰越率、これが現状5%であったものが17%に増加したという内容、もう一点が大型魚の漁獲上限を台湾から日本へ300トン移譲という内容です。この内容につきましては、今後12月に開催されます年次会合において、北小委員会での合意事項を報告しまして、承認が得られれば正式に決定されるという状況となっております。

続いて、国内の管理についてでございます。10ページをお願いいたします。

10ページにおきましては、今期の第5管理期間におけます配分につきまして、融通というものを取り入れて対応しているところでございます。この融通でございますけれども、

10ページのスライドの19です。3月の水産政策審議会で配分量融通のルールに従いまして、水産庁では都道府県に対しまして要望調査を実施してございます。この要望調査を行ったわけでございますけれども、融通を希望する数量のほうが非常に多いということでしたので、水産庁としては都道府県と大臣管理漁業の間で融通の仲介を行っております。その結果が下の絵でございます。1回目は4月に行っております。都道府県間の融通としまして、北海道と岩手県の間で大型魚と小型魚の交換がなされてございます。また、都道府県と大臣管理漁業間の融通では、90トンの数量につきまして大型魚、小型魚の融通がなされてございます。

また、今月11月でございますけれども、こちらにつきましては、その右側に書いてございますとおり都道府県と大臣管理漁業間の融通ということで、合わせまして15.7トンの大型魚と小型魚の融通がなされているという状況でございます。その結果を10ページの上のスライドのほうに書いてございます。大臣管理漁業と知事管理漁業との間の融通の結果となっておりますので、それぞれ90トン、また、6トンの数字の移動が記載されているという状況でございます。

また、11ページでございますけれども、資源評価のための漁獲データの収集ということについても対応させていただいております。

クロマグロ部会の昨年の最終報告では、配分において考慮すべき事項として3点挙げられてございました。その中の3つ目でございますけれども、資源評価に用いるデータ収集への配慮というところでございまして、具体的には、その下のアにありますとおり一部地域のひき縄漁業、これは加入量の指標算出に使用するということとして、合計24.1トンを準備しております。また、イにありますとおり、近海かつお・まぐろ漁業のはえ縄漁業につきましては、親魚資源量の指標算出に使用ということでございまして、大型魚について200トンの上乗せをして第5管理期間をスタートしたわけです。

スライド21でございますけれども、近海かつお・まぐろ漁業におきますデータ収集の状況について取りまとめております。今期の漁獲は1月から始まったわけでございますが、急激に漁獲が積み上がりまして、3月までに昨年同時期と比べて4倍ぐらい漁獲があったというところでございました。この漁獲の増加というのが4月以降も続いたということでございまして、この近海まぐろのはえ縄漁業の4月から6月の大型魚の漁獲データにつきましては、資源評価に用いられているという状況でございます。このデータが用いられている漁業につきましては、基本計画におきまして追加配分することができるとされております。

す。

ただし、国の留保のほうは125トンと留保全体を使った場合でもデータの収集期間であります6月末まで漁獲が継続できる見通しが立たないということでございまして、一度勧告によりまして目的操業を停止してございます。そういった状況でございましたけれども、6月末までのデータがないよりは断続的にでもデータはあるほうが資源評価に一定程度寄与するということが見込まれるということでございまして、6月中に操業が再開できるように留保から追加配分を行ったということでございます。

操業のほうは6月30日に終了いたしまして、追加配分した80トンのうちの残量につきましては、再度国庫に戻しているという状況でございます。

次は来漁期の配分の考え方ということで、12ページのスライド23をお願いいたします。

来漁期の配分におきましては、クロマグロ部会の報告書におきまして第5管理期間と同じような考え方で配分を検討してございます。3点ございまして、漁獲実績に基づく基本的な配分、これは2004年を基本とするということでございます。また、2点目でございますけれども、混獲回避等への配慮ということでございまして、小型魚、大型魚でございますけれども、小型魚については国の留保が多くないことから配分は行わないわけなんですけれども、大型魚につきましては、直近3カ年の実績等を考慮し配分したということでございます。また、データ収集への配慮については、今ほど説明しましたとおり、ひき縄漁業、また、はえ縄漁業について配慮するというところでございます。

それに加えまして、次のページ、スライドの24をお願いします。これに追加するというところでございまして、10月にクロマグロの部会を2回開催しまして、どのように今後対応するかということを議論させていただいてございます。

まず、繰り越しに関するルールということでございますが、翌期、第5管理期間が第6期間に繰り越せる数量の上限につきましては、このクロマグロ部会での議論におきまして各配分量の10%を上限にしようということでございます。残りの数量7%については国の留保に入れるということでございます。

繰り越しのうち今説明しました7%の国が留保した分の取り扱いにつきましては、基本的に各配分量に上乗せ配分するというところで考えていきたいと思っております。今ご説明しました繰り越しと、台湾からの300トンの配分方針について3点目にありますが、小型魚につきましては沿岸漁業に優先して配分、また、大型魚については沿岸漁業、また、データ収集への配慮のための近海かつお・まぐろ漁業に優先して配分したいと考えているところで

ございます。

25ページの下のスライドが第5管理期間の直近の小型魚の漁獲の状況、また、次のページのスライド番号26については大型魚の現在の漁獲の状況を示してございます。

事務局からは以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問、ご意見等あればお願いいたします。また、クロマグロの関係委員さんもいらっしゃいますので、それぞれの状況であるとか、それぞれでの取り組み状況であるとか、そういったことについても情報提供いただければと思います。いかがでしょうか。

井上委員さん、何かありますでしょうか。

○井上委員 台湾から大型魚が300トンでしたかね、この間の日米の交渉で増えたということになっておるんですけども、この間のマグロの説明会でも沿岸に主に配分するというのを聞いております。やはり現状、浜のほうでは実際に増えているんですよ、大型魚も。やはり管理をしてから、そのようにマグロとしては太平洋も東シナ海も増えております。

しかし、獲るわけにいかないし、漁場を変えたりなんかしてやっているんですけども、実際に資源は増えているということなんですね。それを獲らないで、他の漁場を変えてやっているというのが現状なんですけれども、そういう長期の中で今5期目、10期目までぐらいやるというようなことでございますけれども、それまでに漁業者が一番金額の張るマグロを獲らないで、他の漁場をやるということに関して、これから先生き延びていけるのかなというのちょっと不安なところがあるところでございます。

○関会長 ありがとうございます。

もしコメントとかできる場所があったらお願いしたいと思います。

○岩本室長 井上委員、ありがとうございます。

クロマグロにつきましては、規制が始まった段階で関係する漁業全体で資源管理をしていただいている状況でございまして、漁業各種類で非常に厳しい管理をしていただいている状況は我々も理解しているところでございます。そういった資源管理あつての現状、資源が増えているということを、我々も各浜に行った際に多くの声を聞くわけでございます。それをなるべく早く我が国の配分量増枠につなげるべく努力しているわけでございますけれども、なかなか国際会議の場で決まらないといけないということで、今期は増枠にはつ

ながらなかったわけです。ただし、繰り越しと台湾からの移譲ということで、現時点では北小委員会で合意しているということでございます。皆様方の資源管理に取り組んでおられる成果をなるべく早く国際会議の場でも結果を出せるように、引き続き努めていきたいと考えているところでございます。

○関会長 ありがとうございます。

他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

そうしましたら、議題4のほうに移らせていただきたいと思います。議題4は令和2年度資源管理関係予算についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○若山係長 資料4をご準備願います。

令和2年度水産関係予算概算要求の主要事項ということでございます。それぞれ項目ごとに1枚目から2枚目、3枚目、4枚目とまとめてございます。4枚目に水産庁計上計ということで3,003億円ということで水産改革を後押しするための予算を今要求させていただいてございます。特に資源管理関係につきましては、5ページ以降の資料でご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

まずはじめに、水産資源調査・評価推進事業等ということでございます。

この事業につきましては、調査船調査ですとか市場調査、また、海洋観測等を拡充するというところでございまして、先ほどから説明のありましたように最大持続生産量、MSYというものを達成できる資源水準の算定ですとか、資源評価対象魚種の拡大を促進するための予算を要求させていただいているところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページはEEZ内資源漁獲管理体制強化事業ということでございますが、現行のTAC制度によります資源管理の推進、このための予算ということでございます。管理体制の強化ですとか、また、IQ等に係る実証事業等、また、資源管理指針、計画体制の推進、種苗放流等の効果的な実施、こういったことで資源管理を高度化するための予算を要求させていただいてございます。今ご説明しました種苗放流につきましては、次の7ページに詳しい資料を掲載してございます。

さけ・ます等栽培対象資源対策ということでございます。この栽培関係の予算につきましては、資源管理の一環として実施するというところで要求をさせていただいております。具体的には、事業の内容、下の左側にありますとおり資源回復に向けた種苗生産・放流、これは広域種の資源造成効果の検証ですとか、また、適切な放流費用負担、また、共同放

流体制の仕組みづくりの支援、それに加えて漁業者の皆様方からニーズの高い資源の種苗生産・放流技術の開発等を行うというものを要求してございます。

また、次の8ページですけれども、スマート水産業推進事業というものでございます。これにつきましては、ICT機器を活用しまして効率的に環境・操業・水揚げデータ等を収集・活用するということでございまして、資源評価の高度化を図る体制を整備したいというふうに考えております。

また、生産から流通にわたる多様な場面でのデータ等々がありますので、それを連携・共有・活用を可能とする水産業データ連携基盤の構築、こういったものに予算を要求している状況でございます。

簡単でございますが、私からは以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらぜひお願いします。

○掛橋委員 よろしいですか。

この7ページの新規栽培対象魚種の中にアマダイが入っているんですけれども、これから実用化に向けて取り組まれるんですか。例えば知っている範囲内で、養殖に関する年月とか実用化に向けて生存率とか、そういうあれを教えていただければ、新しい事業でまだまだ実用化はしていないと思うんですけれども、これからの課題なんですかね。ちょっと知る範囲で教えていただければ。

○岩本室長 ここに書いている魚種については、これから要求するというところでございまして、今後技術開発等を行いながら、また漁業者の皆さん方のご意見も聞きながら種苗放流の技術開発を行っていくというものでございます。

○掛橋委員 これからということなんでしょうか。

○岩本室長 これからでございます。

○掛橋委員 ありがとうございます。

○井上委員 今ご指摘のアマダイですね。このアマダイというのは、東シナ海が主漁場だったんですね。十四、五年ぐらい前、10年前ぐらいまでかな。だけれども、日中・日韓の暫定水域を引かれてからは、もうほとんどアマダイの縄張りというのが山口県の萩が一番多かったんですけれども、それと長崎県の一部と。もうほとんどの船がやめてしまって、資源は中国に獲られたといえぱおかしけれども、そういう状況でございますので、これから新規栽培対象種類の中に果たして該当するのかな、どこにいるのかなというような懸

念もあるんですけども、それでも新規栽培対策をして選ばれるのか、それともまだ他の魚種でもいいんじゃないのかなというような感じがしますけれどもね。

○岩本室長 対象魚種については例示で今後進めていくものとして挙げてございますので、重要なのは漁業者の皆様方がどういう魚種を望んでいるかということだと思います。そのあたりを踏まえながら今後種苗技術の開発を進めていくということになるかと考えてございます。

○関会長 今後、現場の意見を取り入れつつ検討を進めていかれるという理解でよろしいでしょうか。ということですので、ぜひ現場の皆様も意見を上げていただければというふうに思います。

○井上委員 今の意見で、アマダイというのはほとんど今日本全国で揚がっているところはないんじゃないかなと思うんですけどもね。だから、栽培の対象魚になるのもいいかもしれないけれども、ノドグロという魚がいるんですよ。アカムツですね。ああいうのは貴重な魚ですので、そういうのを新規栽培対策に入れられたらいいんじゃないかなと思うような気がいたします。

○岩本室長 ノドグロにつきましては、私が知っている限りでは富山県のほうで種苗生産技術ができて、海づくり大会のときに放流したと認識しております。今後新規の放流対象種ということで、どのようなものを検討していくかというところで予算を獲得していきたいと考えているところでございます。

○井上委員 わかりました。

○関会長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

そうしましたら、次の議題のほうに移りたいと思います。

議題5になります。水産政策の改革と今後の広域漁業調整委員会のあり方についてということで、水産庁さんのほうからご説明をお願いします。

○岩本室長 資料は5になります。改正漁業法成立後の流れという資料でございます。

幾つか箱がありますけれども、実線部分が実施済み、点線で囲っている部分が今後の予定ということで見ただければと思います。

まず、左側ですけども、改正漁業法の公布については昨年12月にT A C法と漁業法を統合して公布したというところでございます。その後ですけども、資源管理関係でいますと、資源評価結果を公表というものを今年の6月に行っております。4魚種につ

いて水研機構が取りまとめた資源の状況、管理目標案、漁獲シナリオ案を公表してございます。それを踏まえまして、7月から8月にサバ類について資源管理方針に関する検討会というものを開催してございます。今申し上げました資源の状況、現状と資源管理目標案について水研機構から取りまとめられた結果を説明し、また、漁獲シナリオ案につきましても水研機構からシナリオを説明した後に、追加のシナリオ等の要望があれば研究機関に依頼したということございまして、現在、検討会でいただいた宿題について作業しているところございまして、その内容について2回目の検討会で議論する予定となっております。

この検討会の中でまとめた資源管理目標ですとかシナリオ案については、資源管理基本方針というものにまとめまして、それを水産政策審議会に諮問・答申を経て管理が始まるというものでございます。具体的には裏のページをご覧いただきたいと思っております。

資源管理の流れということで、特定水産資源の場合と書いてございます。これはTACの対象魚種になった場合ということでお聞きいただければと思います。基本となりますのは、青い枠で囲ってございます資源調査でございます。皆様からの漁獲水揚げ情報ですとか、調査船による調査によって資源調査をして、それを緑の枠内の資源評価、資源評価については関係機関が行いますけれども、行政機関から独立して実施するというございまして。これまでは資源量を出してきたわけですけれども、今後は漁獲の強さというものを示します。その2つを先ほど水研機構からも説明あった神戸チャートという緑、黄色、赤の図で現状どういうふうになっているかということを作成させていただくというものでございます。

加えまして、漁獲のシナリオ、目標までどうやって持っていくかというシナリオ案も提示をしていただいて、それを右側の資源管理目標、漁獲管理規則（漁獲シナリオ）と書いたところにありますとおり、行政機関のほうから当該資源のMSYを達成する資源水準はどれぐらいなのか、また、乱獲になってしまう水準を関係者に説明をさせていただく場というものが先ほど説明しました資源管理方針に関する検討会というものでございます。その場であわせて漁獲管理規則（漁獲シナリオ）、当該資源をどれぐらいの期間で目標に達成するか、そういったシナリオも議論をさせていただくということございまして。関係者のご理解を得られれば、先ほど申しましたとおり資源管理基本方針に盛り込み、水政審にかけて、その後管理が始まるというものでございます。

こういった流れが今後行われるということございまして、この広域漁業調整委員会に

おきましても、改正漁業法の施行後も引き続き重要な役割を担っていただくということが期待されているところでございます。今後の水産改革の進捗に合わせまして、漁業調整委員会のあり方ですとか期待される役割について皆さんのご意見を伺いながら検討を進めたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ただいま水産庁から水産改革の進捗と新たな資源管理の流れについてということで説明があったわけです。今後の改革の進捗に合わせて広域漁業調整委員会のあり方であるとか期待される役割といったことについても、皆さんの意見を伺いながら検討していく、そういうご説明だったと思ひます。このことに関しましてご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

特にご意見もないようですので、よろしいでしょうか。次回以降、事務局から説明があるということなので、今後も引き続き議論の場を設けて議論していきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、議題6のその他ということになりますけれども、事務局よりその他についてよろしくお願ひします。

○岩本室長 3月の委員会で大臣選任委員の福島委員のほうからご提案のありましたテレビ会議の導入についてでございます。

経費、事務的な負担が大幅に増加することのない範囲で出席委員数増加による議論の活発化に向けて検討を進めておりましたが、本日はご提案いただきました福島委員がご欠席されているという状況でございます。事務局としましては、引き続き検討を進めながら、次回の委員会の際に事務局から検討状況についてご説明したいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

前回の委員会で福島委員から、テレビ会議のような形で、より効率化した会議の運営ということでご意見をいただいたところだったんですけれども、委員が本日ご欠席ということもありまして、どういう形でやればより効率的に、より皆さんの出席を可能にするような、そういう会議の持ち方というのができるのかということを検討を進めながら、次回以降にまた事務局からご説明があるということなんです。

このことについて何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 その他でございますので、ちょっと今年は特に色んな魚が減少なんですよ。獲れていないんですね。それは一言で言えば地球温暖化で終わるんですけども、現場で聞いてみると、やっぱり水温がいつもより2度も3度も時期にしては高いということなんですよ。だから、この地球温暖化も何年も、これから何十年も続くものではないと思うんですよ。10年とか20年サイトじゃなくて、この地球温暖化というのは100年サイトで変わっていくんだというようなことをちょっと聞いたことがあるんですけども、今が一番そういう地点に来ているとかそういうことも聞くんですけども、水研機構さんのほうで今がピークなのか、それともこれから地球温暖化が逆になっていくのか、概略でもいいですから聞かせていただければありがたいです。

○関会長 回答できる範囲で構いませんので、もし何か知見がございましたらお願いします。

○渡邊主幹研究員 ちょっと難しい質問で、私からは何とも。

○関会長 事務局からありますか。お願いします。

○廣野課長 今地球温暖化と言われているのは、この間もどこかの国の女の子が訴えた話で、言われたとおり100年規模での長いスパンでの地球がだんだん温暖化して行って、CO₂の温室効果みたいな話です。多分ですけども、大きな流れはその一環かもしれませんが、日本の周りの海が1度も2度も上がっているというのは、その大きな流れとは少し違うものなんじゃないかと思います。目標の中の一環かもしれませんが、例えば私が最近北海道の日高の沖というか、歯舞というか、川崎さんはご存じだと思いますけれども、暖水塊がずっと座り込んで魚が来ないような状況があったりとか、ああいうのは温暖化とは少し違うんだと思うんですね。ああいうのがあるせいで親潮が三陸のほうにも差してこなくなっているとかいうのはもう少し短いスパンでの変化の話だと思います。

井上さんが仰っているのは、シナ海の話でしょうか。

○井上委員 全体的です。全国的に今年、イカにしても秋ジャケにしても、もちろんサバ、サンマの魚種がほとんど不漁なんですよ。今までにないような不漁なんですよ。だから、確かに2度も3度も上がっていることは実際わかっているんです。だから、それが原因じゃないのかなと言っているんですけども、今北海道のほうで暖流が動いていないということは初めて聞きましたので、そういう何かがないとあまりにも不漁、不漁と言っても、

全部の魚が獲れないということは、獲れないんじゃないなくて、いつもの年のサンマにしても半分まで達していないというような状況なんです、去年の。ですから、全国的な流れで聞いているところです。

○廣野課長 長期的な変動と短期的に海の様子が変わっているというのは、関連はあると思いますけれども、毎年2度ずつ温度が上がって、10年たったら20度上がっちゃうんです。きっとそんなことにはならないと思うんですけれども、海の様子が変わってきているというのは私も全国、漁師の方からお話し聞いて感じているところで、まさに資源管理を進めながら海が変わっている、魚が変わっているのに対して漁業をどうしていくかというのは、この我々としても皆さんにとっても大きなテーマだと思っていますので、今後とも一緒に考えていきたいと思っておりますし、水研機構のほうでも長期的な温度変化に伴う魚の変化については研究も進めているというふうに聞いておりますので、また何かの機会を捉えてご紹介できる場所があれば考えたいと思っています。ありがとうございます。

○関会長 ありがとうございます。

非常に難しい問題でなかなか簡単に答えが出ない部分だと思いますけれども、1つ言えることは、現場にいる皆さんが日々その状況については、一番よく身近にいて状況がわかっていると思いますので、現場にいる皆さんが常に監視して、その情報を共有していくということも大事なのではないかなというふうに思います。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、ご意見も色々出ましたけれども、これ以外ないということでございますので、引き続き次回の委員会の開催予定について事務局より説明をお願いします。

○若山係長 例年どおり来年の2月から3月ごろに次回の委員会を開催したいと考えております。日時及び場所などにつきましては、会長及び委員の皆様方のご都合もお聞きしながら、追ってご連絡さしあげたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○関会長 次回の委員会は例年どおり2月から3月ごろに予定されているということですので、委員の皆様方には今のところはとりあえずご足労願ってご出席いただくということで、よろしく願いいたします。

そうしましたら、委員の皆様、それから、ご臨席の皆様におかれましては議事進行へのご協力及び貴重なご意見をたくさんありがとうございました。事務局におかれましては、本日いただいたご意見も踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思いま

す。

なお、冒頭申し上げました議事録署名人に指名させていただきました松野委員、それから、大臣選任委員の井上委員のお二方には、後日、事務局のほうから本日の議事録が送付されることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第31回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後3時52分 閉会